

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成26年6月18日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人子供の城アートセンター

(2) 代表者の氏名

寺田 正子

(3) 主たる事務所の所在地

京都市左京区吉田神楽岡町8番地の180

(4) 定款に記載された目的

この法人は、バレエ芸術に興味のある一般市民に対してバレエ芸術に触れる機会を提供すること及びバレエ団の各種活動を支援することでバレエ芸術の振興に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成26年6月4日

(文化市民局地域自治推進室)